

1 訓練の位置付け及び目的

【原子力災害対策特別措置法第13条第1項に基づく防災訓練】

- ①国、地方公共団体、原子力事業者における防災体制の実効性の確認等
- ②原子力緊急事態における、中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- ③「伊方地域の緊急時対応」に基づく避難計画の実効性の検証
- ④訓練結果における教訓事項の抽出、緊急時対応等の改善
- ⑤原子力災害対策に係る要員の技能の習熟等

2 実施時期

平成27年11月8日(日)、9日(月)

3 訓練の対象となる原子力事業所

四国電力(株)伊方発電所

4 参加機関等

政府機関:内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁

地方公共団体:愛媛県、伊方町、宇和島市、八幡浜市、大洲市、

伊予市、西予市、内子町、山口県、上関町ほか関係縣市町

事業者:四国電力(株)

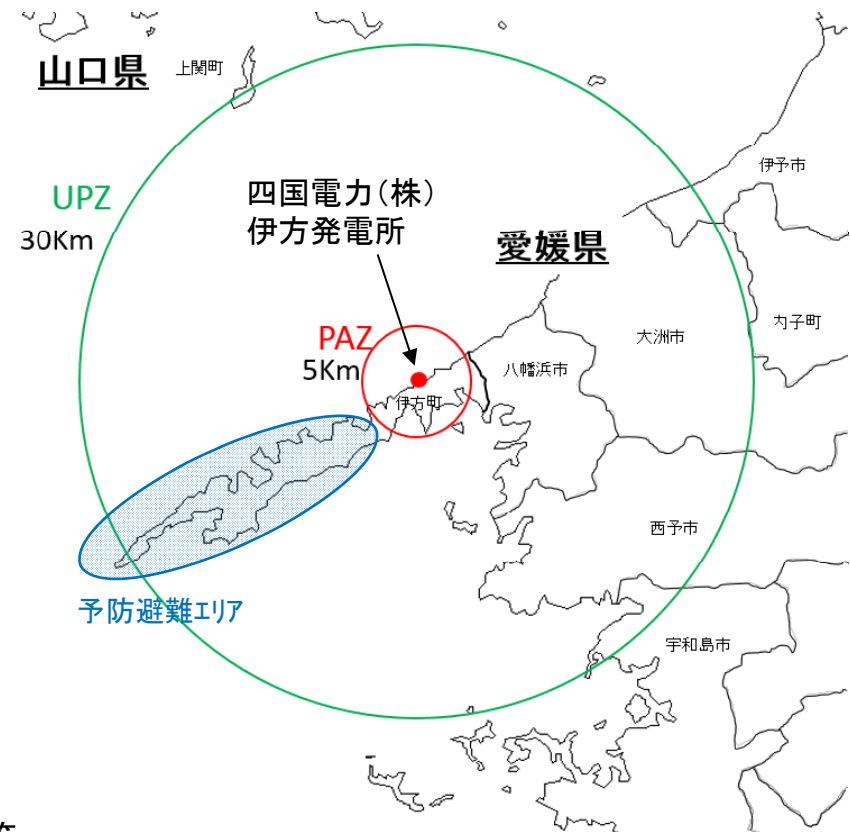
関係機関:放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構 等

5 訓練内容

- (1)迅速な初動体制の確立訓練
- (2)中央と現地組織の連携による避難計画等に係る意思決定訓練
- (3)全面緊急事態を受けた実動訓練

<事態想定>

○伊方発電所において、地震の影響による外部電源喪失を契機として事態が進展し、原子炉への注水機能喪失により全面緊急事態に至り、放射性物質が放出される事象を想定。



※PAZ(予防的防護措置を準備する区域): Precautionary Action Zone
※UPZ(緊急時防護措置を準備する区域): Urgent Protective Action Planning Zone
※予防避難エリア(PAZ圏に準じた避難等の防護措置を準備する区域)

	1日目	2日目
午前	<p>地震発生により警戒事態発生</p> <p>警戒事態への対応 (迅速な初動体制の確立訓練)</p>	<p>全面緊急事態への対応 (全面緊急事態を受けた実動訓練)</p> <p><機能別訓練①></p> <ul style="list-style-type: none"> ・PAZ圏内及び予防避難エリア住民の避難 ・UPZ圏内住民の屋内退避 <p><機能別訓練②></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリング ・UPZ圏内住民の一時移転 <p><機能別訓練③></p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染患者の搬送・処置
午後	<p>施設敷地緊急事態発生</p> <p>施設敷地緊急事態への対応 (中央と現地組織の連携による避難計画等に係る意思決定訓練)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○複合災害に対応した非対・原対本部合同会議運営訓練 ○PAZ・予防避難エリア内要援護者の避難訓練 <p>全面緊急事態発生</p> <p>全面緊急事態への対応 (中央と現地組織の連携による避難計画等に係る意思決定訓練)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○複合災害に対応した非対・原災本部合同会議運営訓練 ○PAZ・予防避難エリア内住民の避難訓練 	

事業者訓練(事態収束活動)